新	旧
高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱	高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱
第1条(略)	第1条 (略)
(融資対象者)	(融資対象者)
第2条 この制度により融資を受けることができる者は、漁業協同組合及び水産加工業	第2条 この制度により融資を受けることができる者は、漁業協同組合及び水産加工業
協同組合の組合員であって、この制度の融資を行うことにより経営の育成と維持安定が	協同組合の組合員であって、この制度の融資を行うことにより経営の育成と維持安定が
図られると認められる者で、 <u>県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者とす</u>	図られると認められる者で、 <u>県税を滞納していない者とする。</u> ただし、漁業経営維持資
<u>る</u> 。ただし、漁業経営維持資金にあっては、使用漁船のトン数が 20 トン未満の者とす	金にあっては、使用漁船のトン数が20トン未満の者とする。
る。	
第3条~第6条 (略)	第3条~第6条 (略)
(貸付限度額、貸付期間及び貸付利率)	(貸付限度額、貸付期間及び貸付利率)
第7条(略)	第7条 (略)
$1 \sim 2$ (略)	$1 \sim 2$ (略)
3 各資金の貸付利率は、年1.6パーセント以内とする。	3 各資金の貸付利率は、 <u>年 1.5 パーセント以内</u> とする。
第8条~第10条 (略)	第8条~第10条 (略)
(市町村の利子補給)	(市町村の利子補給)
第11条 資金の貸付けを受けようとする者が居住する市町村長は、予算の範囲内で当	第 11 条 資金の貸付けを受けようとする者が居住する市町村長は、予算の範囲内で当
該者の借入額に対し、年0.6パーセントの率で計算した額を融資機関に利子補給し、	該者の借入額に対し、年0.6パーセントの率で計算した額を融資機関に利子補給し、

高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱の一部改正新旧対照表

末端の貸付利率を <u>年1.0パーセント以内</u> とする。	末端の貸付利率を年0.9パーセント以内とする。
第 12 条~第 13 条 (略)	第 12 条~第 13 条 (略)
附則 (略)	附則 (略)
附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。	
別記	別記
第1号様式(第8条関係)	第1号様式(第8条関係)
高知県沿岸漁業等経営育成資金申込書	高知県沿岸漁業等経営育成資金申込書
年 月 日	年 月 日
高知県信用漁業協同組合連合会 御中	高知県信用漁業協同組合連合会 御中
住 所	住所
氏 名 (年 月 日生 歳)	氏名 ① 年月日生歳)
(略)	(略)
【添付書類】 (1) 県税の滞納がない旨を証する「納税証明書」又は県税の納税義務がない旨の「申立書」 (2) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の事業所管課が税外未収金債務の滞納 の有無について関係課に照会することに対する同意書(別紙誓約書兼同意書)	(新設)

別紙(第2条関係)	(新設)
<u>警約書兼同意書</u>	
私は、高知県沿岸漁業等経営育成資金利子補給金の受給に当たり、高知県に対する下記の税外	
<u>未収金債務の滞納がないことについて誓約します。</u>	
また、上記について、県の事業所管課が関係各課に対して照会すること(関係各課への個人情	
報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有)及び照会の結果について関係機関に提供すること	
<u>に同意します。</u>	
誓約の内容に偽りがあった場合は、当該利子補給金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及	
びこれに伴う利子補給金の返還に異議なく応じます。	
・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金	
· 農業改良資金貸付金償還金	
・林業・木材産業改善資金貸付金償還金	
· 沿岸漁業改善資金貸付金償還金	
<u>年 月 日</u>	
高知県知事様	
<u> </u>	
<u>代表者氏名(自署)</u>	

高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱の一部改正新旧対照表

第2号様式~第3号様式 (略)	第2号様式~第3号様式 (略)